

第3章 再犯率に関する国際的な動向

本章では、第1節で各国の統計上における再犯の定義等に触れた上で、第2節で英国^(※1)、米国、韓国、ニュージーランドの状況を紹介する。

第1節 各国の統計上における再犯の定義

1 各国の統計上における再犯の定義

米国の連邦司法省研究所 (National Institute of Justice) によれば、再犯 (Recidivism) とは、刑事司法の根幹をなす概念の一つであり、刑事司法上の何らかの処分 (有罪判決等) を受けたことのある者が、別の犯罪行動を引き起こすこと (Relapse) をいう^(※2)。そして、これらの者が、処分を受けてから一定期間内にどの程度再犯したかを見る統計上の指標として用いられるのが一般的に「再犯率 (Recidivism Rate/Re-offending Rate)」と呼ばれるものである。

当研究部の調べ^(※3)によれば、デンマーク、英国、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、米国、カナダ、韓国、タイ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド等で、再犯率を公表していることが確認された。このうち、英国、米国、韓国、ニュージーランドの再犯率の状況について、次節で紹介する^(※4)。

他方で、その算出方法は、再犯をどういう指標で捉えるかで異なる。当研究部の調べによれば、ヨーロッパ、オセアニア圏の統計では「裁判所による再処分 (Re-conviction)」を再犯の指標とする傾向がみられる。米国では連邦の統計では「警察等による再逮捕 (Re-arrest)」を再犯の指標としているが、州によっては「裁判所による再処分」や「刑務所等への再入所 (Re-imprisonment)」が用いられる場合もあり、統一化されていない。日本を含めたアジア圏の統

(※1) 本章ではイングランド及びウェールズをいう。

(※2) <https://www.nij.gov/topics/corrections/recidivism/pages/welcome.aspx>

(※3) 世界各国の犯罪情勢に係る統合的なデータベースとして、国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime) による犯罪情勢等に関する調査 (UN-CTS: United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems) があるが、この中で再犯率に係る項目はない。

(※4) 日本においては、毎年、犯罪白書で「刑事施設への再入所」の状況を公表しているため、そちらを参照されたい。

計では「刑務所等への再入所」を再犯の指標とする傾向がみられる。また、再犯の追跡対象となる母集団や再犯の追跡期間も各国によって異なっている。

2 各国の再犯率を読み解く上での留意点

各国の再犯率として公表されている数字について、必ずしも再犯の実態を正確に表しているとは限らない点に留意する必要がある。例えば、英国司法省 (Ministry of Justice) は、犯罪に係る公式記録は一般的に警察や裁判所から得られるが、発覚し処分を受ける犯罪はごく一部であり、また、全てのデータが単一のシステムに記録されるわけではないことから、再犯の実態が過少評価される可能性があるとして指摘する。また、ニュージーランド矯正庁 (Department of Corrections) の首席研究アドバイザーのルッキエンらによれば、再犯率は、任意の期間内に再度の有罪判決や再入所があったかどうかを示すのみで、犯罪行為の全体量の増減及び再犯の深刻度 (Seriousness) が分からないと指摘する。同氏らは、再犯率の国際比較をする上で次の点に留意すべきとしている。

- 1 検挙率が低いと再犯率が見かけ上少なくなる。
- 2 再犯の追跡期間の長さ、追跡期間の開始時点をいつと定めるか、さらには、再犯の時点を言渡し (Sentence) の日とするか行為 (Offence) の日とするかが異なる。
- 3 連邦と州が別のデータベースを持っている国では、一元的な把握ができていない (米国、カナダ)。
- 4 判決前のダイバージョン (Diversion) をどう運用しているかにより数字が左右される。
- 5 交通違反の有罪判決を含めるか否かが異なる (ニュージーランドは含めている)。

第2節 諸外国における再犯率の状況

1 英国

ヨーロッパ圏においては「裁判所による再処分」を再犯の指標とする傾向があると先に述べたが、英国では警察段階における処分も再犯として含めている。また、再犯の追跡対象となる母集団の範囲も広く、成人については、所定の3月間に拘禁刑を解かれた者や非拘禁刑を受けた者のみならず、警察において単純注意処分（Caution）を受けた者も含めている。再犯の追跡期間も裁判所の審理期間等を考慮した運用がなされており、統計上のそれは1年間とされているが、期間経過後の6月間で何らかの処分がなされた場合は再犯として計上する運用となっている。

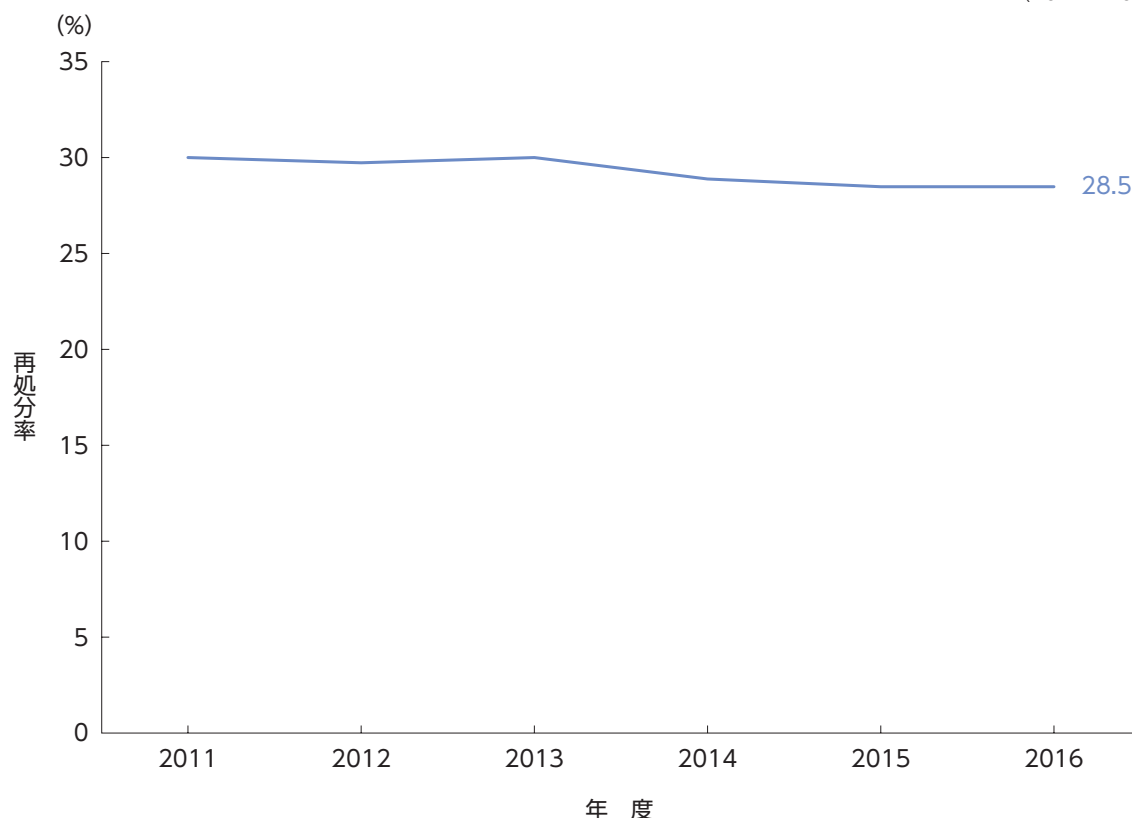
3-2-1図は、英国の成人の1年以内再処分率の推移をまとめたものであり、20%台後半から30%となっている^(※5)。

なお、再犯の実態を精緻に捉えていこうとする傾向はドイツでも認められる。ドイツの場合は、裁判所のそもそもの処分ごとに再犯の状況がどうなるかという点に着目し、公表されている統計でそれを確認できるようになっている。

(※5) 3月ごとの再犯率を4回分まとめて統計的に調整した数字を年間の再犯率として公表している。

3-2-1図 英国における1年以内再処分率の状況

(2011～2016年度)



注 1 英国司法省「Proven Reoffending Statistics」(2019年1月31日公表)による。
 2 2015年度以降とそれ以前では、データソースが異なる。

2 米国

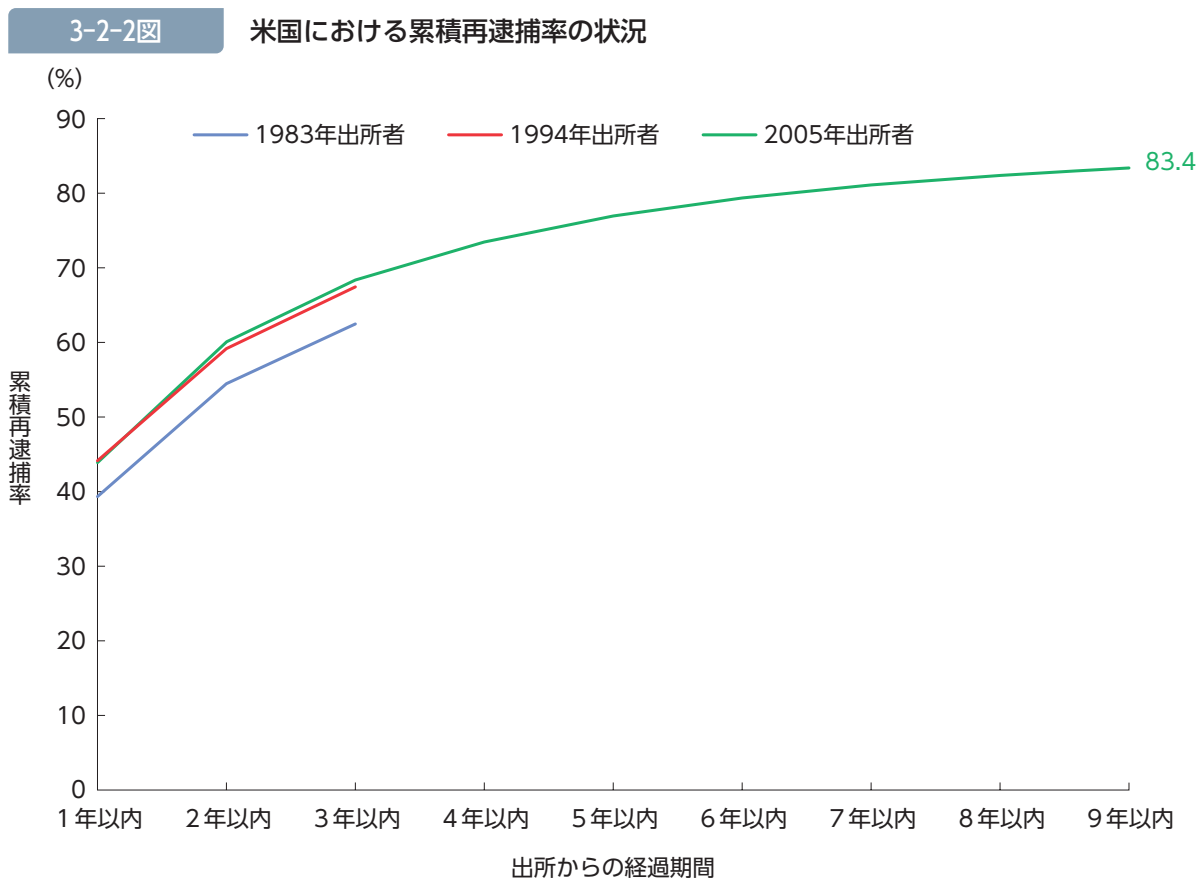
米国においては、連邦と州が別にデータを管理しているため、一元的な把握が難しい状況にある。連邦政府レベルの統計としては、連邦司法省司法統計局 (Bureau of Justice Statistics) が行う州立刑務所出所者の再犯調査があり、罪種等を絞らないものとしては、およそ10年に一度、これまで3回実施されている。最新の調査は、2005年に州立刑務所を出所した者^(※6)を対象としたものであるが、手法や指標が前回までと大幅に変更されている。この調査では、連邦捜査局の刑事司法情報サービス課 (FBI's Criminal Justice Information Services Division) 等とデータベースの共有を図った上で、再犯の指標を「再逮捕 (Re-arrest)」に限定し、その追跡期間を3年から9年に延長した。デシスタンス (Desistance) 研究が進む中、長期間にわたり犯罪をしなかった者の実態を把握することが、再犯防止の取組の実効性を高めると考えた

(※6) 全米30州の州立刑務所を出所した計401,288人のうち、統計的手法により67,966人を抽出した追跡調査である。なお、この調査では刑期1年未満の者等は追跡対象から除外されている。

めである。

3-2-2図は、過去3回の調査結果をまとめたものである。約4割前後の者が出所後1年以内に逮捕されているが、2005年出所者については、全体で約2割弱の者が、出所後9年経過した時点で一度も逮捕されていない。

なお、州レベルの統計については、第4章で紹介する連邦リエントリーリソースセンターのホームページで確認することができる。



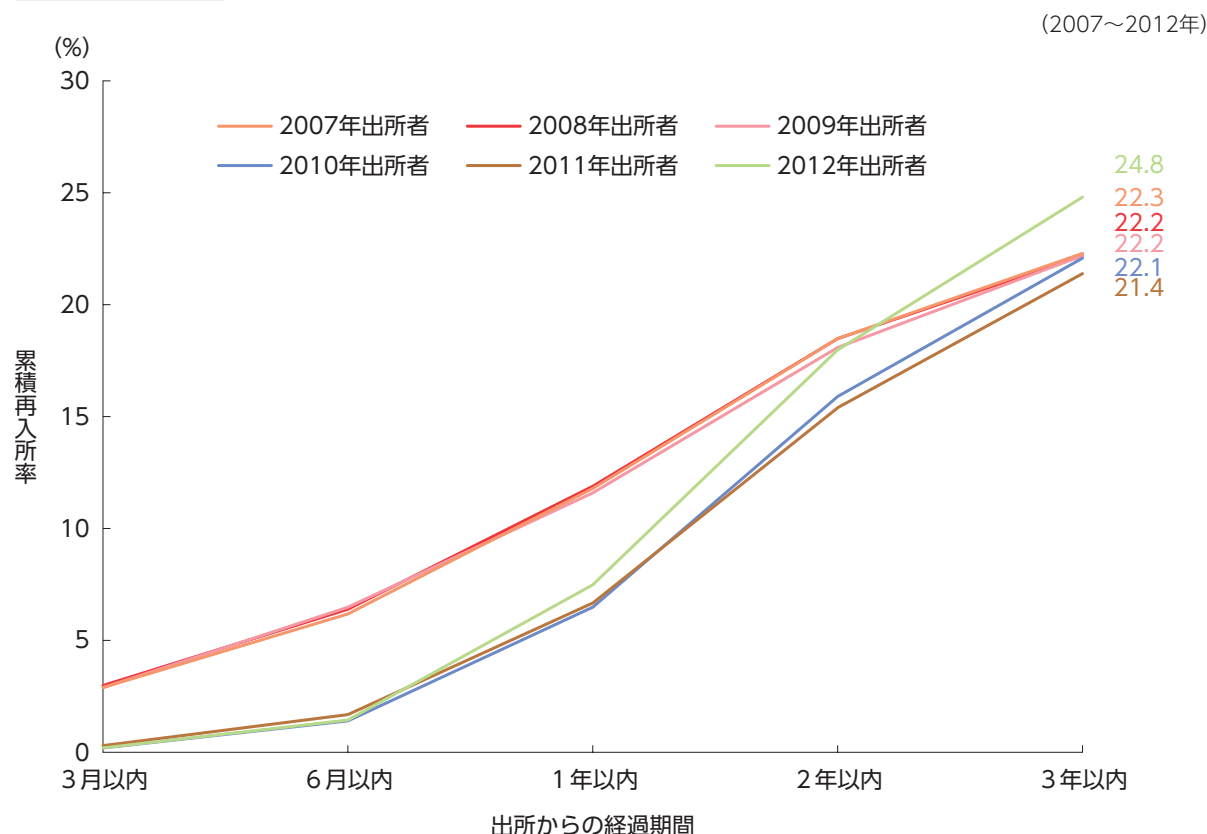
注 1 連邦司法省司法統計局「Recidivism of Prisoners Released in 1983」, 「Recidivism of Prisoners Released in 1994」及び「2018 Update on Prisoner Recidivism: A 9-Year Follow-up Period (2005-2014)」による。
 2 標本調査によるものであり、その抽出規模は出所年によって異なる。
 3 1983年出所者と1994年出所者については、追跡期間は3年間である。

3 韓国

韓国では再犯率として、刑務所出所者のうち、所定の期間内に刑務所へ再入所した者の割合を公表している。再犯の追跡対象となる母集団は1年ごとに設定され、その追跡期間を細かく区切っているのが特徴である。直近6年間の状況を示したものが3-2-3図である。2年以内再入所率は、10%台後半となっている。

なお、先に述べたとおり、アジア圏では「刑務所等への再入所」を再犯の指標として捉える傾向がみられる。例えば、シンガポールとタイは共に刑務所出所者の再入所率を採用している。2年以内再入所率の数値（2015年出所者）^(※7)は、シンガポールが25.9%、タイが25.2%となっている。

3-2-3図 韓国における累積再入所率の状況



注 韓国法務部「矯正統計年報」による。

(※7) 再犯率に関する統計は、以下のサイトで公開されている。本文中の数字は、2019年1月31日現在のもの
である。

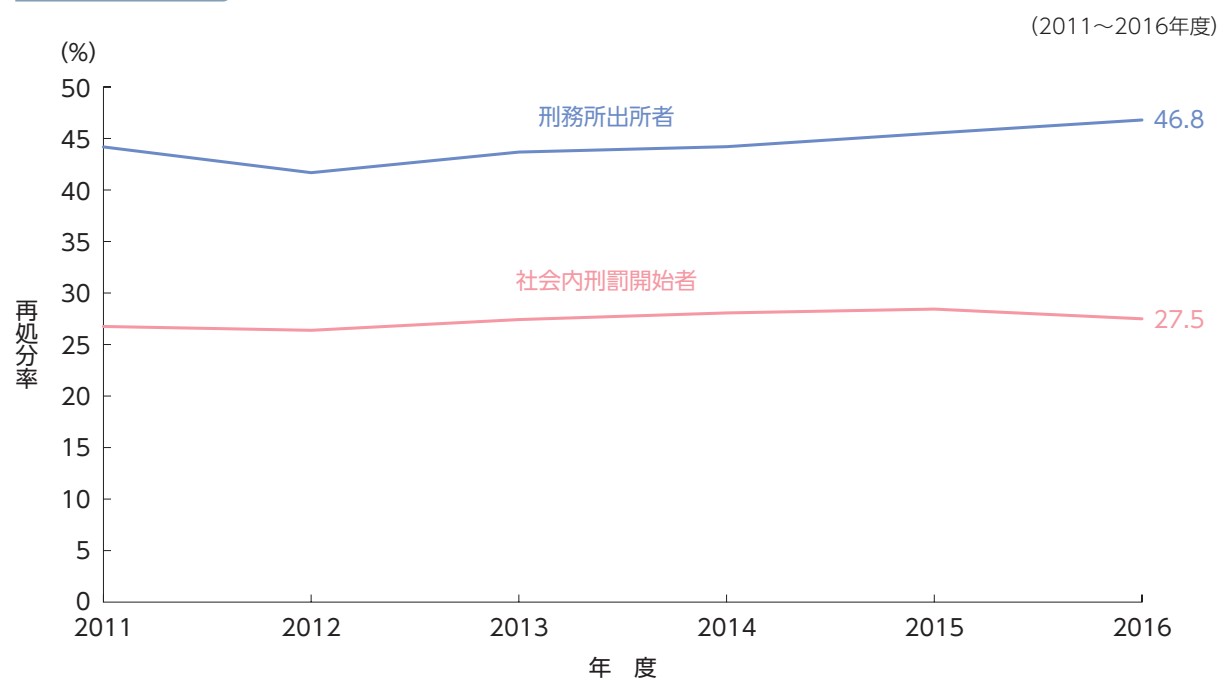
(シンガポール) <https://data.gov.sg/dataset/recidivism-rate>

(タイ) <http://www.correct.go.th/recstats/index.php/en/home>

4 ニュージーランド

ニュージーランドでは、再犯率として刑務所出所者と社会内刑罰（Community Sentence）^(※8)開始者を対象として、裁判所による処分（刑務所入所又は社会内刑罰）を受けた者の割合を公表している。3-2-4図は、刑務所出所者と社会内刑罰開始者の1年以内再処分率の推移を示したものであり、前者は40%台後半、後者は20%台後半となっている。

3-2-4図 ニュージーランドにおける1年以内再処分率の状況



注 ニュージーランド矯正庁の年次報告書による。

(※8) 監督（Supervision）や社会奉仕活動（Community Work：公益を目的とする作業に携わらせ、社会への償いを促すことを目的とした活動）等の総称である。

参考文献

- Carolina C. Lukkien, & Peter W. Johnston (2013). An evidence-base for reducing re-offending Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 1, ISSUE 1: MAY 2013, 3-11.
- Federal Ministry of Justice and Consumer Protection (2015). Criminal Justice in Germany-Six Edition.
- Marcus Boomen (2018). Where New Zealand stands internationally: A comparison of offence profiles and recidivism rates, Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 6, ISSUE 1: JULY 2018, 87-96.
- Ministry of Justice (2018). Guide to Proven Reoffending Statistics.
- U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics (1990). Recidivism of Prisoners Released in 1983.
- U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics (2002). Recidivism of Prisoners Released in 1994.
- U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics (2018). 2018 Update on Prisoner Recidivism: A 9-Year Follow-up Period (2005-2014).